

「郡上八幡 町屋敷越前屋」施設貸付事業
公募型プロポーザル募集要項

郡上市

令和 7 年 5 月

目 次

1. 募集の概要	
2. 貸付の対象	
3. 趣旨	1
4. 施設の貸付条件	
(1) 整備の考え方	2
(2) 本事業に求める機能等	2
(3) 基本条件	2
(4) その他の条件	3
5. 貸付施設の契約解除等	4
6. 募集スケジュール	
(1) 全体スケジュール	5
(2) 応募意思表示までのスケジュール	5
(3) 応募意思表示（参加表明）	6
(4) 事業企画案申請（提案受付）	7
7. 応募者の資格等	
(1) 応募者の資格	8
(2) その他の留意事項	9
8. 審査の方法	
(1) 選定委員会による審査	9
(2) 応募者ヒアリング	10
9. 事業者の決定方法等	
(1) 契約手続き等	10
10. その他関連事項	
(1) 留意事項	11
(2) 雑則	12
11. 提供資料一覧	12
12. 提案書評価基準	
(1) 審査の流れ	12
(2) 事業内容審査（ヒアリング）	13
(3) 評価項目の得点化の方法	14
(4) 最優秀提案の選定	14
問い合わせ先	14

1. 募集の概要

募集方法	公募型プロポーザル
対象施設	郡上八幡 町屋敷越前屋（郡上市八幡町新町 926 番地）
貸付方法	施設一式（建物・土地含む）
貸付条件	年間を通して交流施設の機能を有した施設運営をすること
貸付期間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

2. 貸付の対象

（1）建 物	（2）土 地
建築面積：243.62 m ² 延床面積：389.09 m ² <u>1 階 157.76 m²</u> <u>2 階 159.82 m²</u> <u>土蔵 1 29.94 m²</u> <u>土蔵 2 37.57 m²</u> <u>赤ちゃんの駅 4.0 m²</u> 構 造：木造 2 階建	敷地面積：409.88 m ² （建物面積含む）

3. 趣旨

国の登録有形文化財である本施設は、平成 2 7 年に郡上市の所有となり、改修を経て、令和元年 1 1 月にまちづくりの拠点「郡上八幡 町屋敷越前屋」としてオープンしました。昔ながらの町家を活かして地域の魅力発信やイベント等を行ってきましたが、この度、民間事業者の豊富な創造力を活かして更なる施設の有効活用を図ることとしました。文化財価値の保全に努めつつ、民間事業者の新たなアイデアによって、魅力的な施設となることで観光客誘致や地域の活性化に寄与することを目的としています。

4. 施設の貸付条件

(1) 本事業に求める機能等

① 必須条件

- ・貸付は個人事業主、団体、法人等（以下「貸付事業者」という。）とします。
- ・年間を通して開館してください。（20 日/月程度希望）
- ・不特定多数の人が訪れる交流施設（店舗やギャラリー等を含む）機能を有した活用をしてください。（会社のオフィスや会員制のリゾートクラブなど利益を享受する人が特定される用途のみを目的とした活用の禁止）

② 地域との協調・融和等

近隣住民や新町発展会等既存の地元団体等と良好な関係構築を図ってください。

(2) 貸付に関すること

① 賃借料について

最低貸付価格 月額 234,000 円（税込）

賃借料は最低貸付価格以上を条件とすることとし、優先交渉権者から提案された価格を基に、契約締結時において双方で協議を行うこととします。

※契約締結日より事業開始月までは、事業準備期間とし、その間の賃借料は、月額料金を 117,000 円（税込）とします。（最長 6 カ月間）

※光熱水費については、貸付事業者にて別途契約のうえ、貸付事業者の負担とします。

（参考）令和 5 年度の光熱水費（年額）は以下のとおりです。

- ・電 気：421,472 円、使用量 11,354 kW
- ・上水道：16,104 円、使用量 84 m³
- ・下水道：17,149 円、使用量 84 m³

② 貸付期間について

建物、土地及び施設内設備（以下「貸付施設等」という。）の使用貸借契約期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

ただし、契約期間満了の 3 カ月前までに契約当事者のどちらか一方から契約を更新しない旨の申入れがない場合には、契約は 1 年間延長されるものとします。

③ 契約について

契約は、郡上市議会の承認を得た後、締結するものとします。なお、議会で承認が得られないときは、契約を締結することは出来ません。

(3) 基本条件

① 建物等に関すること

- 1) 2 の（1）で対象とする建物、設備、工作物（以下、建物等という。）を貸付します。
- 2) トイレ、赤ちゃんの駅の機能の保持や提供をするとともに、管理、清掃は貸付事業者にて行っていただきます。特に、観光シーズン等（事業準備期間も含む）においては、来館者の需要に応じてトイレ、赤ちゃんの駅の機能の提供に努めてください。
- 3) 中庭の植木等の適切な手入れや管理は貸付事業者で行っていただきます。
- 4) 建物等は、貸付時点における現状有姿で貸付するものとし、いかなる瑕疵についても市は

一切の責任を負いません。

- 5) 本施設は、一部が国登録有形文化財であるため、外観の改装、外壁や内壁、柱等への塗装、主要構造材に関わる間取りの変更を伴う改築、増築は禁止します。
- 6) 貸付施設等を損傷する恐れがある用途や行為は禁止します。ただし、運営に必要となる釘等の使用については、市と協議のうえ、許可された場合は使用できます。
- 7) 飲食店としての利用は、食品衛生法で定める臨時営業許可の範囲内であって、給湯室で調理できるものに限り、提供及び販売を可とします。
- 8) 事業に必要となる設備等の搬入や搬出、または、営業等に必要となる法的な手続き等は、貸付事業者の費用負担及び責任で行うこととします。
- 9) 契約期間中は事業計画に基づく利用に供することとし、事業計画に基づいて関係者等との貸付契約を締結する場合のほか、市が承認した場合を除き第三者への転貸はできません。（イベントなどにおいて臨時で貸出す場合を除く。）
- 10) 使用貸借契約における事業期間中は、特段の事由がない限り、市の都合による契約解除は行いません。
- 11) 貸付事業者により、設備の改修及び新たに設備を設置した場合は、貸付事業者の負担において貸付け施設を原状（貸付時点の状態）に回復し返還するものとします。ただし、市が認めたときは、現状のまま返還できるものとします。

② 土地に関すること

貸し付ける土地は現状有姿とし、維持・管理は貸付事業者の責任で行うものとします。その際、いかなる瑕疵についても市は一切の責任を負いません。

- 1) 貸付範囲の変更はできないものとします。
- 2) 契約期間中は事業計画に基づく利用に供することとし、事業計画に基づいて関係者等との貸付契約を締結する場合のほか、市が承認した場合を除き第三者への転貸はできません。（イベントなどにおいて臨時で貸出す場合を除く。）
- 3) 使用貸借契約における事業期間中は、特段の事由がない限り、市の都合による契約解除は行いません。

③ 備品等に関すること

- 1) 施設内にある備品等は、貸付時点における現状有姿で貸付するものとし、いかなる瑕疵についても市は一切の責任を負いません。

（４）その他の条件

① 運営時における衛生管理

関係法令及び国・県・市の定める基準等を遵守し、適正な衛生管理を行ってください。

② 公序良俗に反する使用の禁止

貸付事業者は、貸付施設等を、公序良俗に反する行為に使用することはできないものとします。

③ 騒音や振動が発生する使用の禁止

貸付事業者は、貸付施設内において、騒音又は大きな振動が発生させる恐れがある用途や行為はできないものとします。

④ 風俗営業等の禁止

貸付事業者は、貸付施設等を、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできないものとします。

⑤ 用途の制限

- 1) 貸付事業者は、貸付施設等を事業開始後は公募型プロポーザルで市に提出した事業企画提案書の内容に基づく用途に供しなければならないものとします。ただし、合理的な理由により当該用途を変更する必要が生じ、市の承認を得たときはこの限りではありません。
- 2) 貸付後、速やかに施設の運営開始の時期について、市へ報告を行うものとし、必要に応じて市と協議を行うものとします。

⑥ 郡上市暴力団排除条例について

事業運営に係るすべての個人事業主、団体構成員及び法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当するものでないこととします。

- 1) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。
- 2) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。
- 3) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
- 4) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与している。
- 5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

⑦ その他

その他、貸付施設の利用等にあって、電気、上下水道、固定電話等の契約や法令等で定める必要な手続きがあれば貸付事業者の責任において手続きを行ってください。

5. 貸付施設の契約解除等

- 1) 貸付事業者が貸付条件に違反した場合は、市は、契約を解除し、貸付施設等の契約解除を求めることができるものとします。
- 2) 1)により市が貸付施設等の契約解除を求めた場合、貸付事業者は自己の負担において貸付施設等を原状（貸付時点の状態）に回復し返還するものとします。
ただし、市が認めたときは、現状のまま契約解除することができるものとします。
そのうえで、貸付事業者の所有物が残置されている場合は、所有権を放棄したとみなし、市が任意に処分することができ、その費用は貸付事業者が負担することとします。
- 3) 貸付事業者は、契約期間内において経済状況の変動や不可抗力等により経営が困難となった場合、市に対して書面で通知することにより、契約解除を求めることができるものとします。

6. 募集スケジュール

(1) 全体スケジュール

項 目	時 期
募集要項の質問受付期限	令和7年5月20日（火）15時 締め切り
質問に対する回答	令和7年5月22日（木）
応募意思受付期限	令和7年5月30日（金）17時 締め切り
事業企画案申請の受付期限	令和7年5月30日（金）17時 締め切り
応募資格承認の可否通知 （審査日程通知）	令和7年6月3日（火）午前
事業内容審査（ヒアリング）	令和7年6月6日（金）（予定）
優先交渉権者の決定	令和7年6月13日（金）

※上記スケジュールは現時点での予定であり変更する場合があります。変更があった場合は、本市ホームページでお知らせします。

(2) 応募意思表示までのスケジュール

① 募集要項の配布

募集要項は、市ホームページにて公表します。

② 募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、募集内容等質問書（様式1）を提出してください。

なお、電話による回答はいたしません。

1) 受付期限

令和7年5月20日（火）15時まで

2) 提出方法

質問等は、「募集内容等質問書（様式1）」に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、市事務局に提出してください。電子メールの件名（Subject）には、「越前屋 募集要項の質問」と記載してください。

3) 回答方法

回答は、質問者を伏せた上で、令和7年5月22日（木）にホームページ上に掲載します。

4) 留意事項

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

③ 現地見学

現地見학을希望の方は、開館時間（10：00～16：00：木曜定休日）に来館するとともに事前に市事務局に来館日時の電話連絡をお願いします。

(3) 応募意思表示（プロポーザル参加表明）

本プロポーザルに参加する応募者は、必ず応募意思表示書（様式2）を提出し、参加表明を行ってください。グループで応募する場合は、必ず代表構成員を選任し、その代表構成員が手続きを行うこととします。

① 受付期限

令和7年5月30日（金）17時まで（必着）

② 受付場所（問い合わせ先）

郡上市市長公室政策推進課 電話 0575-67-1844

③ 提出書類及び方法

書類の提出は、応募意思表示書類（提出書類A）の表に規定する書類を持参又は郵送で事務局宛てに提出してください。なお、持参の場合は、平日9時から17時までとし、郵送の場合、書類の不着について、市はその責任を負いません。そのため、一般書留若しくは簡易書留など配送履歴が把握できる手段での提出が望ましいです。

④ 提出部数

提出部数は、提出書類Aの表に従って提出してください。

【提出書類A】

番号	書類名	様式等	部数
1	応募意思表示書	様式2	1部
2	誓約書兼照会承諾書	様式2-1	
3	個人事業主、団体構成員及び役員の氏名・住所一覧表	様式2-2	正本1部 副本5部
4	応募グループ構成員一覧表 ※複数の法人等のグループとして参加する場合のみ提出	様式2-3	
5	応募グループ申請手続き等に関する委任状 ※複数の法人等のグループとして参加する場合のみ提出	様式2-4	

(4) 事業企画案申請（提案受付）

事業企画提案書の提出を次のとおり受け付けます。

① 受付期限

令和7年5月30日（金）17時まで（必着）

② 受付場所（問い合わせ先）

郡上市市長公室政策推進課 電話 0575-67-1844

③ 提出書類及び方法

書類の提出は、事業企画案申請書類（提出書類B）の表に規定する書類を持参又は郵送してください。なお、持参の場合は、平日9時から17時までとし、郵送の場合、書類の不着について、市はその責任を負いません。そのため、一般書留若しくは簡易書留など配送履歴が把握できる手段での提出が望ましいです。

④ 提出部数

提出部数は、提出書類Bの表に従って提出してください。

【提出書類 B】

番号	書類名	様式等	部数
1	事業企画案申請書（表紙）	様式3	正本1部 副本5部
2	事業企画提案書	任意様式	
3	事業者の過去3年間の経営状況（収支決算）がわかる書類	任意様式	
4	納税証明書（法人及び代表者のもの。） ①所轄税務署発行の納税証明書（未納の税額のない証明、（募集要項公表日以後に交付されたもの） 法人：法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3） 代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その3の2） ②自治体発行の納税証明書（下記の税について滞納していないことの証明、募集要項公表日以後に交付されたもの） 法人：固定資産税、住民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人住民税、事業所税 代表者：固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税	原本	1部
5	法人登記簿謄本（法人の場合のみ）	原本	1部

⑤ 提出書類の仕様

提出書類のサイズはA 4 判（縦・横を問わない）で統一し、事業企画提案書については、左上綴じ（片面印刷）で簡易製本して提出してください。A 3 判の資料がある場合は、3 つ折りで製本してください。書類作成の際は、様式集（別冊）の書類作成の留意事項等を確認のうえ作成してください。

⑥ 事業企画提案書の作成要領

事業企画提案書（任意様式）には、13 頁に記載の審査基準を踏まえ、以下の内容を盛り込んでください。

- 1) 事業計画
- 2) 提案貸付価格
- 3) 施設の維持管理計画
- 4) 類似の施設（物販等）の運営の経験・実績
- 5) 地域活性化への思い

7. 応募者の資格等

（1）応募者の資格

本プロポーザルに応募する資格を有する者は、自ら事業経営を行い、かつ、本事業を推進し、実現することができる総合的な企画力、技術力及び経営能力を有し、次の①から⑤に掲げる要件を満たす個人事業主、団体及び法人等とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- ③ 国税並びに地方税について滞納がある者でないこと。（団体、法人及び代表者）
- ④ 個人事業主、団体構成員及び法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいるものでないこと。
- ⑤ 個人事業主、団体構成員及び法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当するものでないこと。
 - 1) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。
 - 2) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している。
 - 3) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。
 - 4) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与している。
 - 5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

(2) その他の留意事項

① グループでの申し込み

グループで申し込みする場合は、代表構成員を定め、応募の手続きは当該代表構成員が行ってください。なお、構成員についても「7-(1) 応募者の資格」の要件を満たす必要があります。

② 構成員重複の禁止等

応募者は、本プロポーザルの募集に対し、一つの提案しか行うことができません。また、応募者及び応募グループの各構成員は、他の提案の応募者の構成員となることもできません。

③ 応募者が設立する特別目的会社（SPC）について

応募者が本プロポーザルへの提案後において、応募者の構成員が出資者となる特別目的会社を設立した場合で、市が適当と認めた場合は、当該特別目的会社が応募者の地位を継承することは可能です。

ただし、設立する特別目的会社は、次の要件を満たす者とします。

- 1) 特別目的会社は、設立形態の如何を問わず、本事業を実施することを目的として設立された法人等をいい、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定目的会社を含むものとする。
- 2) 応募者の構成員全体で、50%以上の議決権割合を有していること。
- 3) 契約の締結までに設立していること。

④ グループ申請等における登記上の留意事項

グループ申請等に伴い、運営に関して複数の事業者が施設を所有する必要がある場合、貸付事業者は特別目的会社（SPC）とします。

8. 審査の方法

(1) 選定委員会による審査

① 審査方法

選定委員会において、審査基準に基づき最優秀提案及び優秀提案を選定します。

② 委員への接触禁止

応募者及び各構成員等が、募集要項の公表以降から審査結果の公表までに、選定委員会の委員を特定し、かつ委員に対し、自己の提案が審査において有利な扱いを受けるよう紹介、接触等の働きを行った場合は、失格とします。

③ 審査基準及び評価のポイント

「12 提案書評価基準」に基づき審査を行います。

④ 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- 1) 募集要項に違反した場合
- 2) 虚偽の記載をした場合
- 3) 審査に重大な影響を与えるような不正行為があった場合

(2) 応募者ヒアリング

提出のあった応募書類については、資格等の書類審査を行った後、応募者に対し提案内容に対するプレゼンテーションの場を設け、選定委員からの質疑応答を行います。

① 日程

令和7年6月6日（金）

※時間は後日お知らせします。応募事業者数に応じ、審査日程を変更することがあります。

② 実施場所

郡上市役所 2階第1会議室

③ 出席者

1者（又は1グループ）3名程度

④ プレゼンテーションの方法

原則、対面とします

⑤ プレゼンテーション時間

1者（又は1グループ）につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度

⑥ 貸出物品

大型モニター[HDMI 接続]、電源及び延長コードは事務局で準備します。それ以外のパソコン等の機材は応募者が用意してください。

※プレゼンテーションの場では、提案書のみを使用することとし、新たな資料の配布は認めません。

9. 事業者の決定方法等

(1) 契約締結手続き等

① 優先交渉権者等の決定

審査及び選定にあたっては、選定委員会において、評価基準に基づき採点し、最も評価の高い提案を最優秀提案とします。

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者とし、優秀提案を行った応募者の中から次点交渉権者を決定します。

ただし、選定委員会の審査結果によっては、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しないことがあります。

② 結果の通知

事業企画提案書を提出した応募者には、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、その結果を文書にて通知を行います。電話等による通知結果に対する問い合わせには、対応いたしません。

③ 結果の公表

応募者への結果の通知後、審査結果、審査講評及び優先交渉権者について、市ホームページ等で公表します。

④ 資格喪失

優先交渉権者等が契約の締結までに、次の 1) から 6) までのいずれかに該当した場合は、優先交渉権者等の資格を喪失します。なお、応募がグループ等である場合、構成員の一部が資格喪失の要件に該当した場合も、その資格を喪失します。

ただし、当該構成員が代表構成員でなく、かつ、当該構成員が欠けても提案内容の履行に重大な影響が及ばないことが明らかである場合、その他やむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

- 1) 正当な理由なく、市との契約の締結に至らないとき。
- 2) 市の催告にもかかわらず、契約の締結に応じないとき。
- 3) 市との基本協定や契約の締結を辞退したとき。
- 4) 「7－(1) 応募者の資格」の要件を満たすことができなくなったとき。
- 5) 本プロポーザルの一切の手続きについて、不正又は提案内容の履行に重大な影響の及ぶ過失のあることが判明したとき。
- 6) 信用に重大な疑義を生じる客観的な事由が発生したとき（例示：不渡り手形、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止及び有価証券報告書の虚偽報告等）。

⑤ 次点交渉権者の地位

優先交渉権者等が前記資格喪失事由に該当し、その資格を喪失した場合には、次点交渉権者が優先交渉権者としての地位を取得します。

なお、次点交渉権者が前記資格喪失の事由に該当し、その資格を喪失した場合は、選定委員会の審査における評価が高い提案をした応募者と、その順位に沿って契約の締結に関する交渉を行う場合があります。

10. その他関連事項

(1) 留意事項

① 募集要項の修正等

募集要項に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開します。

② 本プロポーザルの凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等により、やむを得ず事業用地の全部又は一部を利用する必要が生じた場合等やむを得ない事情のある場合は、本プロポーザルを凍結し、又は中止する場合があります。

③ 費用負担

本プロポーザルの応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

④ 著作権利用

事業計画書等提出書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、選定の結果の公表等の必要な範囲で市が必要と認める場合、市は応募者の申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとします。

⑤ 情報公開

応募者から提出された資料等については、郡上市情報公開条例に基づき、非公開情報として規定する事項を除き、公開される場合があります。

⑥ 損害賠償規定

事業企画案作成、事業企画案提出及びその他これに関連する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しません。

⑦ 疑義が生じた場合の措置

提案内容、契約の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、市と貸付事業者（又は優先交渉権者等）が協議の上、定めるものとします。

（２）雑則

① 使用言語、単位、通貨及び適用法規

応募提出書類、質問及び回答、審査等における使用言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本円とします。また、本件に関する適用法規は、日本の国内法とします。

② 提出書類の修正等の禁止

本プロポーザルへの応募にあたり、一度提出された書類の修正又は変更はできません。なお、審査の過程において必要に応じ応募者に追加資料等の提出を求める場合があります。

③ 関係法令の遵守

本プロポーザルにおける事業企画書の提案内容及び事業実施にあたっては、提案事業の内容に適用される関係法令等を遵守してください。また、市の関係条例等にも留意してください。

1 1．提供資料一覧

本募集の公募における参考資料（市ホームページに掲載する資料）の他、次の資料の閲覧が可能です。閲覧を希望する場合、事前に市事務局へ電話又は E-mail でご連絡ください。

1) 各種図面等

※その他、閲覧の必要な資料がありましたら、募集内容等質問書（様式 1）を用いてご質問ください。閲覧できる資料を追加する場合は、質問の回答に併せて、市ホームページ上に掲載します。

1 2．提案書評価基準

（１）審査の流れ

審査については、選定委員会での審査を実施し、最優秀提案及び優秀提案（審査において基準以上の得点を得た応募者）を選定します。

① 審査内容

市事務局において、応募者の資格等や必要書類等の提出状況について確認し、次のいずれかに該当する項目があれば失格とします。事前審査の結果は、応募者に対して通知します。

- 1) 提出期限までに必要な書類が提出されていないもの
- 2) 募集要項に基づき作成されていないもの
- 3) 法令又は条例に違反しているもの
- 4) 募集要項に定める応募者等の資格や要求事項を明らかに満たしていないもの
- 5) その他、申請内容が不適切と判断するもの

(2) 事業内容審査（ヒアリング）

①選定委員会による審査

事業企画案申請時に提出された資料（募集要項の提出書類B：令和7年5月30日提出期限）に加えて、応募者によるプレゼンテーション・質疑応答を実施し、評価項目に基づき選定委員会の委員が採点します。審査において基準以上の得点を得た提案を優秀提案とし、優秀提案の中で最も評価の高い提案を最優秀提案とします。なお、審査は非公開とします。

②評価項目及び評価ポイント、配点

事業内容審査評価項目と評価ポイント及び配点は次表のとおりとします。

評価項目	評価ポイント	配点
事業内容	・当該地で実施する予定の事業内容や事業運営の考え方が妥当であるか。 ・開館日、開館時間は、来館者が利用しやすく、地域住民への配慮がされた提案となっているか。	30
事業実績	・提案事業を確実に実施かつ円滑に実施できる同種又は類似の事業実績を有しているか。	5
事業計画	・事業を確実に実施し、継続できる経営計画であるか。	20
維持管理	・施設の維持管理計画、管理体制は適切か。	10
地域貢献	・地域雇用や地域産業の活用等により地域経済への波及が期待できるか。 ・地域の活性化や周辺地域の環境に十分配慮されているか。	10
地域連携	・市内事業者と連携した提案があるか。	5
貸付価格	（提案貸付価格÷最高提案貸付価格） × 配点 ※提案価格に上限は設けません。	20
合計		100

(3) 評価項目の得点化の方法

各評価項目を評価ポイントに基づき審査し、次表に示す5段階評価により得点化します。

なお、各選定委員会が評価した得点の合計を、各事業企画案の得点とします。

■事業内容審査評価項目の得点化方法

評価	判断基準	配点
A	優秀である。／高度の能力を有している。 期待を大きく上回る提案であり十分な効果が期待できる。	90～ 100%
B	満足できる。／十分な能力を有している。 期待を上回る提案であり効果が期待できる。	70～ 80%
C	期待できる。／妥当な能力を有している。 期待するレベルの提案である。	50～ 60%
D	物足りなさを感じる。／本業務に対する能力が乏しい。 期待を下回るレベルの提案である。	30～ 40%
E	本業務に対する能力が乏しい。 効果が期待できない。	10～ 20%

(4) 最優秀提案の選定

審査において基準以上の得点を得た提案を優秀提案とし、優秀提案の中で最も評価の高い提案を最優秀提案とします。

問い合わせ先

住所	〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地
事務局	郡上市役所 市長公室政策推進課
電話・FAX	0575-67-1844 / 0575-67-1711
電子メールアドレス	seisaku@city.gujo.lg.jp